

## ～ 国際研修 ～

### 第6回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）報告 — 日韓両国における登記業務電算化の状況について —

国際協力部教官 伊藤 隆

2004年6月15日から同月23日までの間、韓国ソウル市近郊の大法院法院公務員教育院において、第6回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）が実施された（研修実施要綱、研修日程及び研修員名簿については、本誌101頁以下参照。）<sup>1</sup>

この研修は、日本の法務省・各法務局及び最高裁判所・下級裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院・各級法院に勤務する職員（日韓それぞれ5名ずつ）が、所掌業務に関する制度上及び実務上の問題点について、相互に意見を交換して検討し、双方の職員の資質の向上を図り、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間におけるパートナーシップを醸成しようとするものであり、1999年から毎年1回開催され、本年度で第6回目を迎えるものである。<sup>2</sup>

本研修のテーマについては、本研修開始当初は不動産登記制度のみを対象としていたが、その後、順次テーマを拡大し、今回の研修においては、「不動産登記制度、商業登記制度及びこれらに関連する不動産執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして実施している。

具体的な研修の内容は、講義、実務研究及び見学から構成されているが、本研修の中心である実務研究は、日韓両国の各研修員が日頃の実務において問題意識を持っている事項や改善すべきである点について実務研究課題を提起し、それについて両国研修員全員で協議し、その結果を発表することにより、共通の問題意識を持った両国研修員が相互に啓発し合うというものであり、比較研究あるいは共同研究という色彩を持つものといえる。

また、本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研修員が互いに相手国に渡り、研修が実施されることが挙げられる。研修員は相手国を直接訪れることで、わずかな期間ではあるが、相手国の社会・文化に直接触れることができ、そこから互いの国の法制度の背景を学び取るきっかけを得ることができるほか、両国の研修員同士が共同生活を送ることにより、言語や文

<sup>1</sup> 本研修は、日本の法務省法務総合研究所国際協力部・財団法人国際民商事法センターと韓国の大法院法院公務員教育院の共同企画により実施されている。なお、本研修の日本セッションは、2004年10月19日から同月26日まで、東京において実施された。

<sup>2</sup> 日本では、登記事務は行政機関である法務省（具体的には、法務省民事局）が所管しているが、韓国では、司法機関である大法院が所管している（韓国法院組織法第2条第3項）。そして、具体的には、大法院の組織である法院行政處が登記事務を所管することとされ（韓国法院組織法第19条第2項）、実際の登記事務処理については、地方法院並びに地方法院の事務の一部を処理させるためその管轄区域内の置かれた地方法院支院及び登記所が取り扱うこととされている（韓国不動産登記法第7条第1項、韓国非訟事件手続法第60条第1項）。

化の垣根を越えた信頼関係をはぐくむことができるのであり、近年、ますます交流の度合いを深めている韓国との間にこのような関係を築いていくことは、これからの日本にとって大変重要な意味を持つものといえよう。

ところで、今回の研修で最も議論が活発に行われた問題は、登記業務の電算化をめぐるものであった。今回の研修の韓国セッションにおいて、研修員から提出された実務研究課題全5題中2題が登記業務の電算化に関係するものであったこともそのことを象徴しているといえよう。筆者も、今回の研修において、韓国における登記業務電算化の進捗状況を知る機会に恵まれたことから、本稿においては、日韓両国における登記業務電算化の状況について紹介することとしたい。

日韓両国とも、最近の登記業務の電算化をめぐる動きには、著しいものがある。

すなわち、日本では、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）が決定した「e-Japan」戦略（2001年1月）において、我が国が「5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目標として、電子政府の実現を国家政策として推進することとしており、その一環として、法務省としても、登記申請手続のオンライン化を始めとする各種施策の推進を図ってきたところである。

そして、登記業務については、商業法人登記のオンライン申請を可能とする「商業登記規則等の一部を改正する省令」（平成16年法務省令第22号）が平成16年3月29日に公布、同年6月21日から施行され、商業法人登記のオンライン申請制度の運用が実際に開始されており<sup>3</sup>、また、不動産登記のオンライン申請を可能とするため、旧「不動産登記法」（明治32年法律第24号）を全面改正した新「不動産登記法」（平成16年法律第123号）が同年6月18日に公布、翌年3月7日から施行<sup>4</sup>されることになり、近々に不動産登記のオンライン申請制度の運用が開始されるという局面を迎えている。

一方、韓国における登記業務の電算化の進展にも目をみはるべきものがある。

大法院は、1994年4月から2002年9月までの間、「登記業務第1次電算化事業」を推進して、全国213の登記所の登記簿の電算化を完了し、インターネットによる登記簿閲覧システムを開発するなどして、全国にわたる不動産及び法人登記電算化システムを構築した。この「登記業務第1次電算化事業」を達成した大法院は、新たに、2003年9月から2007年8月までの間に「登記業務第2次電算化事業」を実施し、次の段階に踏み出そうとしている。

よく知られているとおり、韓国は世界屈指のIT先進国である。2003年6月現在、韓国

<sup>3</sup> 2004年6月21日から、東京法務局中野出張所及び千葉地方法務局市川支局で、2004年11月22日から、札幌法務局本局、仙台北法務局本局、東京法務局本局、東京法務局港出張所、さいたま地方法務局本局、千葉地方法務局本局、横浜地方法務局本局、名古屋法務局本局、大阪法務局本局、京都地方法務局本局、神戸地方法務局本局、広島法務局本局、高松法務局本局及び福岡法務局本局で運用が開始されている。

<sup>4</sup> 新「不動産登記法」（平成16年法律第123号）の施行日については、附則第1条本文において、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とされていたところ、平成16年12月1日に「不動産登記法の施行期日を定める政令」（平成16年政令第378号）が公布され、施行日は平成17年3月7日と定められた。

のインターネット利用者数は、約2,861万人、普及率は64.1%で、3人に2人はインターネットを利用していることになる（日本の普及率は54.5%）。このような恵まれたインターネット環境の普及状況にかんがみ、「登記業務第2次電算化事業」では、インターネットを利用した登記申請（オンライン登記申請）と登記簿謄本の発給の実現をその主眼としている。

まず、オンライン登記申請についてであるが、韓国においては、現在、不動産登記、商業登記双方につき、これを可能にするための法制度の整備を進めているところである。

そして、不動産登記については、不動産登記法の一部改正法案を早期に成立させ、2005年9月からオンライン申請を開始したいということである。

なお、日本の場合、不動産登記のオンライン申請について、オンライン申請が可能となる登記の種類については、特に段階を設けずに一斉に実施する予定であるが、本研修中に韓国側研修員に確認したところによれば、韓国の場合は、まず、差押えの登記などの嘱託登記あるいは所有権移転登記など一部の登記の種類について、先行してオンライン申請を開始することを検討しているということであった。特に、嘱託登記について先行してオンライン登記を実施しようとしているのは、韓国の場合、不動産登記事務も不動産執行事務も同じ組織である地方法院が取り扱っており、双方の事務の連携が図りやすいという事情が考慮されたものと思われる。

また、商業登記については、現在、韓国における商業登記手続は、かつての日本がそうであったように、非訟事件手続法中に規定されている<sup>5</sup>が、現在の商業登記手続自体に見直すべき部分が多いことをも踏まえ、非訟事件手続法から商業登記手続についての部分を分離独立させて、新たに商業登記法を制定しようとしている。大法院は、この商業登記法の成立を早期に実現させたい考えである（なお、実際に法案を国会に提出するのは、行政機関である法務部となる。）が、同法案中には、日本の商業登記法と同様に商業登記に基づく電子認証制度が設けられる予定であるところ、これに反対する意見があり、現在、同法案の内容につき関係各機関と調整中ということであった。

次に、インターネットを利用した登記簿謄本の発給に関して、不動産登記簿については既に2004年3月から運用が開始されており、今回の研修で韓国側からその話を聞いた時は、韓国における登記業務電算化の進捗の速さを最も肌で感じた瞬間でもあった。これにより、韓国においては、自宅のパソコンから大法院の登記インターネットサービス（<https://registry.scourt.go.kr>）にアクセスし、自宅のプリンタを用いることにより登記簿謄本の発給を受けることができる（なお、登記簿謄本を印刷する用紙については、特殊な用紙を

<sup>5</sup> 日本においても、戦前は、現在の韓国と同様に裁判所が商業登記事務を取り扱っており、商業登記手続は、裁判所で取り扱う事件のうちの訴訟事件でないもの、すなわち、非訟事件に属すべきものとして非訟事件手続法の中に規定されていた。しかし、戦後、裁判所に代わって法務省が商業登記事務を所管することとされたため、法体系上、裁判所が登記の嘱託をすべき場合等特殊なものを除き、商業登記手続に関する規定を同法の中から分離独立して定める必要があったことや、そもそも非訟事件手続法中の商業登記手続についての規定にも不備な点があり、その後の登記事件数の増加や商業登記に対する社会の需要に対応できない面が出てきたため、新たに商業登記法が制定されることになった。同法案は昭和38年3月に国会に提出され、同年7月4日に成立、同月9日に法律第125号として公布され、翌年4月1日から施行された。

用いる必要はなく、市販されている通常の用紙で足りる。) ことになり、申請人にとっての利便性は極めて向上するものと考えられ、また登記事務に携わる職員にとっても事務負担の軽減につながるようになる。

このインターネット発行サービスにより発給を受けた登記簿謄本については、複写防止対策及び偽造・変造対策が施されている。複写防止対策としては、登記簿謄本の右側下端(資料2の【インターネット発行サービスにより発行された不動産登記簿謄本のサンプル】(本誌113頁参照)中のAの部分)に複写防止のマーク(「인터넷발급」〈インターネット発給〉という文字のイメージ)が出力され、当該登記簿謄本を複写するとその複写防止マークが消えるか又はその部分に「写本」という文字が現れるようになっており、登記簿謄本と写本の区別ができる対策が施されている。また、偽造・変造対策としては、①大法院のウェブサイト(<https://registry.scourt.go.kr>)上で登記簿謄本の下端の発給確認番号(資料2の【インターネット発行サービスにより発行された不動産登記簿謄本のサンプル】中のBの部分)を入力すると、画面に真正な登記簿の内容が現れるようになっており、提出を受けた登記簿謄本の内容と発給確認番号の入力によって画面を通じて見られる登記簿謄本の内容(真正な登記簿の内容)を比較することにより、当該登記簿謄本の偽造・変造の有無を確認できるほか、②登記簿謄本の下端(資料2の【インターネット発行サービスにより発行された不動産登記簿謄本のサンプル】中のCの部分)の2Dバーコード(2次元バーコード:登記簿謄本の内容及び検出コードが含まれている。)部分をスキャニングすると、画面に真正な登記簿の内容が現れるようになっており、提出を受けた登記簿謄本の内容とスキャニングによって画面を通じて見られる登記簿謄本の内容(真正な登記簿の内容)を比較することにより、当該登記簿謄本の偽造・変造の有無を確認できる対策が施されている。

また、インターネットを利用した商業登記簿謄本の発給についても、2004年9月から運用が開始されているということである。

ちなみに、韓国においては、このようなインターネットを利用した証明書発行システムについては、この大法院の登記インターネットサービスの外に、行政自治部の大韓民国電子政府(<http://www.egov.go.kr>)から住民登録票謄本、土地・林野台帳謄本、建築物台帳謄本など8種、大学から卒業証明書、成績証明書など(以上は有料)、また、国税庁関係のホームタックスサービス(<http://www.hometax.go.kr>)から事業者登録証明、納税証明、所得金額証明など6種(無料)についても実施されているということである。

ここで、現在までの主な日韓両国の登記業務の電算化の進捗状況を簡単にまとめると、次のとおりである。

#### 【日本における登記業務電算化の進捗状況】

[不動産登記]

- |       |    |   |
|-------|----|---|
| 1983年 | 1月 | 東京法務局板橋出張所で不動産登記事務電算化の実験システム(パイロット・システム)稼働開始                |
| 1985年 | 7月 | 「電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置に関する法律」及び「登記特別会計法」施行。登記特別会計が設置さ |

れ、登記電算化のための財源措置が整う。

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 1988年 | 5月  | 登記事務の電算化処理の特例を定めることを主な内容とする「不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律」成立                         |
| 1988年 | 10月 | 東京法務局板橋出張所で不動産登記事務の電算化開始   |
| 2000年 | 6月  | コンピュータ庁において他のコンピュータ庁の登記事項証明書の発行を行う「登記情報交換システム」稼動開始                             |
| 2000年 | 9月  | インターネットを介して利用者が自宅や事務所のパソコンから登記情報を確認することができる「登記情報提供システム」稼動開始（商業法人登記についても、同時に稼動） |
| 2004年 | 6月  | インターネットによる登記申請を可能にするための改正不動産登記法成立（2005年3月から施行）                                 |

なお、2004年3月現在、全国の不動産登記の総筆個数（約2億7000万筆個）のうち、約70%について電算化が完了している。<sup>6</sup>

#### 〔商業登記〕

- |       |     |                         |
|-------|-----|-------------------------|
| 1990年 | 6月  | 東京法務局墨田出張所で商業登記事務の電算化開始 |
| 2000年 | 9月  | 登記情報交換システム稼動開始          |
| 2000年 | 10月 | 商業登記に基づく電子認証制度発足        |
| 2004年 | 6月  | インターネットによる登記申請制度開始      |

なお、2004年3月現在、全国の法人数（約350万法人）のうち、約79%の登記簿について電算化が完了している。<sup>7</sup>

### 【韓国における登記業務電算化の進捗状況】

#### 〔不動産登記〕

- |       |     |                                       |
|-------|-----|---------------------------------------|
| 1989年 | 6月  | 不動産登記業務電算化方針決定                        |
| 1993年 | 6月  | 不動産登記業務電算化事業の効率的な推進を図るための登記特別会計法制定、公布 |
| 1994年 | 5月  | 不動産登記電算システム開発に着手                      |
| 1998年 | 3月  | 試験システムを全国7つのモデル登記所に設置、運営              |
| 1998年 | 10月 | 全国7つの登記所で対国民サービス開始                    |
| 2002年 | 1月  | 不動産登記インターネット閲覧システム開始                  |
| 2002年 | 9月  | 全国の登記所における不動産登記簿電算化完了                 |
| 2004年 | 3月  | 不動産登記簿謄本インターネット発給サービス開始               |

#### 〔商業登記〕

- |       |    |                       |
|-------|----|-----------------------|
| 1993年 | 3月 | 商業登記業務電算システム開発開始      |
| 1995年 | 1月 | ソウル商業登記所で商業登記事務の電算化開始 |
| 2000年 | 9月 | 全国の登記所における商業登記簿電算化完了  |

<sup>6</sup> 法曹時報第56巻第7号28頁参照

<sup>7</sup> 同上

2001年 2月 商業登記インターネット閲覧システム開始  
2004年 9月 商業登記簿謄本インターネット発給サービス開始

このように、日韓両国の登記業務の電算化状況を比較してみると、日本においては、韓国より先に登記簿電算化作業を開始したもののその作業はまだ完了していないが、インターネットによる登記申請については、法制面の整備については終了し、商業法人登記については実際に運用が開始されているという状況にある。

一方、韓国においては、登記簿電算化作業は終了しており、また、登記簿謄本インターネット発給システムが既に稼働しているほか、よく知られているように、登記所、地下鉄の駅、市役所や弁護士会館などに登記簿謄本無人発給機が設置されている一方、インターネットによる登記申請については、まだ法制面での整備がされていないという状況にある。

このように、登記業務の電算化については、日韓両国においてそれぞれ進んでいる分野とそうでない分野があるところ、本研修のような場合は、互いの国の進んでいる分野についての情報を得る絶好の機会であるといえよう。今回の研修においても、韓国側は、日本の新不動産登記法の内容やインターネットによる登記申請の運用について極めて強い関心を持っており、どのような情報でも漏らさず取得し、自国の制度に反映していこうとする姿勢がうかがえた。一方、日本側も、韓国において登記簿電算化作業を早期に終了することができたポイント、登記簿謄本無人発給機の利用の実情、そしてインターネットによる登記簿謄本発給システムなどについて強い関心を寄せており、韓国側に対して多数の質問を浴びせていたことが印象的であった。

現在、日韓両国の登記業務とも、国民に対して、より質の高いサービスを提供することを目標としているが、今回の研修においては、より良い制度の構築を目指して日韓両国間において更なる交流を図っていくことが重要であることを改めて認識した次第であり、これからの韓国の登記業務電算化の状況や推移に注目していきたい。

以下に、資料1（本誌104頁以下参照）として、韓国における今後の登記業務電算化の方針について2004年3月3日付けで韓国大法院法院行政處が作成した「登記業務電算化事業の概要とインターネット発行サービスの主な内容」<sup>8</sup>、資料2（本誌111頁以下参照）として、韓国において実施されている不動産登記簿謄本のインターネット発行サービスについて韓国大法院が作成した広報資料「不動産登記簿謄本のインターネット発行サービスの施行案内」<sup>9</sup>、資料3（本誌114頁以下参照）として、今回の研修の韓国セッションにおいて日本側研修員が提出した実務研究課題について各研修員が作成した実務研究課題報告書を掲載するので、日韓両国における登記業務電算化状況の理解の一助となれば幸いである。

なお、本稿の作成に当たっては、今回の研修の韓国側研修員である韓国大法院法院行政處

<sup>8</sup> 本資料については、今回の研修中に韓国側研修員から入手した資料を当部の責任において和訳したものである。

<sup>9</sup> 本資料については、今回の研修中に韓国側研修員から入手した資料に、説明の便宜のため筆者がインターネット発行サービスにより発行された不動産登記簿登録簿のサンプル等を加えた上で、当部の責任において和訳したものである。

不動産登記課の李在奭法院事務官から、様々な貴重な資料や情報の提供をいただいた。この場を借りて深く感謝申し上げたい。

